

四月十七日に中村組合長に手交せる要求書

要 求 書

- 一、船夫手取勘定一噸に付拾五錢支給されたし
- 二、客積(埠)に付拾貳錢支給されたし
- 三、運河行二割増のこそ
- 四、港外積は二割増のこそ
- 五、港船料翌晩より一噸に付三錢五厘支給されなし
- 六、大阪行、尼崎行は一噸に付參船料支給されなし、但し船越の事によつて五錢増の事
- 七、別府行、高砂行一噸に付四錢支給されなし
- 八、他所有免狀泊りは翌晩より三錢五厘支給されなし
- 九、他所行揚場二個所以上は二錢割増のこそ
- 十、他所有送半後五時まで埠の翌晩より支給されなし

五月一日に中村船業組合組合長に手交せる要求書

- 一、プロード制度を全廢せられなし
- 二、之に代る公正なる統制機關を設置せられなし

六月九日双方代表者によつて調印せる協定書

神戸船業組合(以下申しきふくし)と歩合船夫代表者たる神戸海友同志

昭和七年六月九日

神戸 船業組合
組合長 中 村 德 蔡(印)

同副組合長 伊藤 傳右衛門(印)

神戸 海友同志會

会長 赤崎 寅蔵(印)

神戸船夫共助會

會長 中川 新太郎(印)

立 會 人

神戸水上警察署長

地方警視 山 本 義 政(印)

貸 船 貨 率 表

- 一、石炭貨物
 - (イ) 神戸前積 壈噸に付 金貳拾五錢
 - (ロ) 同上港外(和田岬以内) 壈噸に付 金貳拾七錢
 - (ハ) 運泊料積取四日目より晩より埠噸に付 金 五 錢
- 一、港外積取は埠割増のこそ
- 一、危險物は埠割増のこそ
- 一、別府行
- 一、高砂行
- 一、鳴尾行(大豆に限る)
- 一、西宮行
- 一、他所行送泊料は到着翌々晩より埠噸に付 金六拾錢
- 一、大阪行揚場二ヶ所以上に亘る場合は二割増のこそ
- 一、四十噸未満の埠積貨物は四十噸分の貨金を申受くること但し積出の小荷物は此の限りにあらず

- 一、神戸前積 壈噸に付 金參拾錢
- 一、呉港運河行 同 金參拾五錢
- 一、神戸積出客積埠 壈噸に付 金貳拾錢
- 一、碇泊料積取翌々晩より 壈噸に付 金 六 錢
- 一、大阪、尼崎行沖積 壈噸に付 金六拾錢
- 一、大阪、尼崎行陸積 同 金五拾錢
- 一、大阪奥典行は埠間に付金五錢増さず
- 一、碇泊料到着三日目の晩より 壈噸に付 金 六 錢
- 一、大阪、尼崎行は午後五時までに到着したるときは一日として計算す